

熊本県農山漁村女性活躍表彰実施要領

1 目 的

農林水産業及び農山漁村の活性化や農林水産業経営、政策・方針決定への女性の参画推進、次世代リーダーとなりうる若手女性の農林水産業への参入など女性活躍推進のために積極的に活動している個人又は団体等を表彰することにより、女性が農山漁村でいきいきと活躍できる環境づくりの推進に資するものとする。

2 主 催

熊本県

3 表彰の部門

表彰は以下の6部門とする。

(1) 部門

- A 女性地域社会参画部門（個人）
- B 女性地域社会参画部門（組織）
- C 女性登用・組織参画部門
- D 女性優良ビジネス部門
- E 女性新規事業・チャレンジ部門
- F 女性活躍応援・次世代育成支援部門

(2) 表彰の種類

①熊本県知事賞

各部門一位の個人又は団体等

②奨励賞

原則として「熊本県知事賞」以外のものについては、各部門に奨励賞を授与するものとする。

4 参加資格

次の参加部門のテーマに沿って積極的に活動している個人又は団体。

また、次の（A）から（F）のいずれかに応募するものとし、他部門との重複応募はできないものとする。

A 女性地域社会参画部門（個人）

地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための以下の活動等を中長期に渡り積極的に実施している個人（女性）の取組

- ・ 地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消、漁場環境の整備等の地域の振興や活性化に資する活動
- ・ 農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動

- ・その他、女性の地域社会参画に向けて取り組む諸活動

B 女性地域社会参画部門（組織）

農山漁村の女性が中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための活動等を中長期にわたり積極的に実施している組織・団体等の取組。

- ・地域の雇用の創出や耕作放棄地の解消、漁場環境の整備等の地域の振興や活性化に資する活動
- ・農林漁業体験や伝統料理教室等による食と農林漁業に関する教育活動
- ・その他、女性の地域社会参画に向けて取り組む諸活動

C 女性登用・組織参画部門

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、積極的に役員等への女性の登用や育成、その他の女性の活躍推進に取り組む個人（性別不問）や団体・組織（農業協同組合、土地改良区、JA 女性組織協議会、農業委員会（農地利用最適化推進委員への女性登用の取組を含む。）、森林組合、漁業協同組合、女性組織、その他団体・組織）の取組。

D 女性優良ビジネス部門

女性が農業、林業又は水産業の経営の中核を担い、経済的・社会的に優れた成果をあげている個人（女性）又は団体・組織の取組（必ずしも女性が農地法・会社法等上の代表である必要はない。）。

E 女性新規事業・チャレンジ部門

女性ならではのアイデアに基づく新規事業の実施や自身の経営・活動のステップアップに向けて挑戦する概ね5年以内の個人（女性）又は団体・組織の取組。団体・組織にあっては、構成員に女性が含まれているものとする。

- ・他産業で培った知識や経験を活かして取り組む起業や地域活動
- ・これまで女性が携わることの少ない、あるいは携わることがなかった経営技術等の習得などによる積極的な経営参画活動
- ・地域の農林水産業をリードすることが期待される若手女性の取組
- ・その他、農林水産業の発展や地域の振興・活性化に向けて取り組む諸活動 等

F 女性活躍応援・次世代育成支援部門

農林水産分野における女性の新規就業や活躍を応援・支援する個人（性別不問）や団体・組織（行政機関を含む。）の取組。

- ・女性の新規就業に関する研修等各種支援
- ・女性の経営参画に向けた各種支援
- ・女性の経営力向上に向けた研修等の実施
- ・女性が働きやすい環境の整備（農業経営体における女性が働きやすい就業条件や施設・設備の整備の取組を含む。）

- ・女性活躍に向けた気運醸成や、性別等に関するバイアス（思い込み）の解消に資する取組 等

5 推薦手続き

市町村長等は、別に定める推薦関係書類を添えて、各広域本部・地域振興局長に提出する。

各広域本部・地域振興局長は、市町村長等から提出のあった関係書類の内容を確認した後、推薦関係書類を添えて、農林水産部長に進達する。

また、県域の農林水産団体等は、別に定める推薦関係書類を添えて、農林水産部長に提出する。

6 審 査

「熊本県知事賞」の審査は、応募の個人又は団体の中から、最も優良と認められるものを、部門毎に各１点ずつ選定する。審査は書類審査とし、必要に応じて現地審査を行うものとする。

審査方法及び審査基準については、別に定める。

7 表彰の方法

表彰は、表彰状及び副賞を授与することにより行う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附則

この要領は、平成３０年１０月４日から実施する。

この要領は、令和３年７月２８日から実施する。

この要領は、令和４年６月２日から実施する。

この要領は、令和８年８月２０日から実施する。